

中小建設業無災害表彰内規

(目的)

第1条 この内規は、中小建設業者の自主的安全管理活動を推進することにより、労働災害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この内規は、奈良県内において特定元方事業者として施工した建設業の事業者に適用する。ただし、その一事業場が、厚生労働省労働基準局長の定める「建設事業無災害表彰内規」に該当するものは除外することとする。

(表彰基準)

第3条 前条に定める建設業の事業場でその工事期間中無災害であって、かつ、各工事の労働保険徴収法による保険料(概算又は確定)の合計額が80万円以上となった場合は、この内規により表彰する。

(無災害記録の算定)

第4条 無災害記録の算定は、業務上の災害を発生した日の翌日以降に着工する建設工事から、次の業務上の災害を発生した日以前に終了した建設工事までとする。

2. 前項の業務上の災害は、休業災害又は休業災害以外の災害であって、労働基準法施行規則別表第2「身体障害等級表」に掲げる身体障害を伴うものとする。ただし、災害発生当日限りの休業は休業災害としないが、災害発生の日から数日を経てその災害が原因で休業したものは休業災害とする。
3. 無災害記録の算定は、雇用の形態にかかわらずその事業場に属するすべての労働者について行うものとする。

(表彰の申請)

第5条 表彰を受けようとする者は、様式1の申請書により所轄労働基準監督署長を経由して奈良労働局長あて申請するものとする。

(表彰状の授与)

第6条 無災害記録表彰の授与は、所轄労働基準監督署長の推薦により奈良労働局長が行うものとする。

附則

(適用年月日)

この内規は、平成12年4月1日以降に着工した建設工事について適用する。